

宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 現行規定との比較表

現 行	一部改正案	備 考
<p>○宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成25年3月22日 条例第9号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条—第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条—第123条）</p> <p>第7章 共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第124条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第127条）</p>	<p>○宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成25年3月22日 条例第9号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条—第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条—第123条）</p> <p><u>（削除）</u></p>	

現 行	一部改正案	備 考
<p><u>第4節 運営に関する基準 (第128条—第141条)</u></p> <p><u>第8章 自立訓練 (機能訓練)</u></p> <p>第1節 基本方針 (第142条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第143条・第144条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第145条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第146条—第149条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第150条・第151条)</p> <p><u>第9章 自立訓練 (生活訓練)</u></p> <p>第1節 基本方針 (第152条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第153条・第154条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第155条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第156条—第159条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条・第161条)</p> <p><u>第10章 就労移行支援</u></p> <p>第1節 基本方針 (第162条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第163条—第165条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第166条・第167条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第168条—第172条)</p> <p><u>第11章 就労継続支援A型</u></p> <p>第1節 基本方針 (第173条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第174条・第175条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第176条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第177条—第185条)</p> <p><u>第12章 就労継続支援B型</u></p> <p>第1節 基本方針 (第186条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第187条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第188条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第189条・第190条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第191条—第194条)</p> <p><u>第13章 共同生活援助</u></p> <p>第1節 基本方針 (第195条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第196条・第197条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第198条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第199条—第201条)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第7章 自立訓練 (機能訓練)</u></p> <p>第1節 基本方針 (第124条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第125条・第126条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第127条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第128条—第131条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第132条・第133条)</p> <p><u>第8章 自立訓練 (生活訓練)</u></p> <p>第1節 基本方針 (第134条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第135条・第136条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第137条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第138条—第142条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第143条・第144条)</p> <p><u>第9章 就労移行支援</u></p> <p>第1節 基本方針 (第145条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第146条—第148条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第149条・第150条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第151条—第155条)</p> <p><u>第10章 就労継続支援A型</u></p> <p>第1節 基本方針 (第156条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第157条・第158条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第159条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第160条—第168条)</p> <p><u>第11章 就労継続支援B型</u></p> <p>第1節 基本方針 (第169条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第170条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第171条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第172条・第173条)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第174条—第177条)</p> <p><u>第12章 共同生活援助</u></p> <p>第1節 基本方針 (第178条)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第179条・第180条)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第181条)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第182条—第194条)</p> <p><u>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第195条・第196条)</p> <p>第2款 人員に関する基準 (第197条・第198条)</p> <p>第3款 設備に関する基準 (第199条)</p> <p>第4款 運営に関する基準 (第200条—第205条)</p>	

現 行	一部改正案	備 考
<p>第14章 多機能型に関する特例 (第202条・第203条) 第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例 (第204条・第205条) 附則</p> <p>(第1条から第4条まで 略)</p> <p>第2章 居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護及び行動援護 第1節 基本方針</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は, <u>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者</u> が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて, 入浴, 排せつ, 食事等の介護, 調理, 洗濯, 掃除等の家事, 外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(第6条から第123条まで 略)</p> <p>第7章 共同生活介護 第1節 基本方針</p> <p>第124条 <u>共同生活介護に係る指定障害福祉サービス (以下「指定共同生活介護」という。)の事業は, 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴, 排せつ, 食事等の介護及び相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第125条 <u>指定共同生活介護の事業を行う者 (以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は, 次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>世話人 指定共同生活介護事業所ごとに, 常勤換算方法で, 利用者の数を6で除した数以上</u></p> <p>(2) <u>生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに, 常勤換算方法で, 次に掲げる数の合計数以上</u></p> <p>ア <u>障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</u></p> <p>イ <u>区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</u></p> <p>ウ <u>区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</u></p>	<p>第13章 多機能型に関する特例 (第206条・第207条) <u>(削除)</u> 附則</p> <p>(第1条から第4条まで 略)</p> <p>第2章 居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護及び行動援護 第1節 基本方針</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は, <u>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって, 常時介護を要するもの</u> が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて, 入浴, 排せつ, 食事等の介護, 調理, 洗濯, 掃除等の家事, 外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(第6条から第123条まで 略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	

現 行	一部改正案	備 考
<p>エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第126条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第127条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。</p> <p>3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人以下（市長が特に必要があると認めるときは2人以上30人以下）とすることができる。</p> <p>5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p> <p>7 ユニットには居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 一の居室の面積（収納設備等に係る部分を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(入退居)</p>		

現 行	一部改正案	備 考
<p>第128条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（入退居の記録の記載等）</p> <p>第129条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく支給決定者に対し報告しなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第130条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>(1) 食材料費</p> <p>(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</p> <p>(3) 光熱水費</p> <p>(4) 日用品費</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の</p>		

現 行	一部改正案	備 考
<p><u>同意を得なければならない。</u> <u>(利用者負担額に係る管理)</u></p> <p><u>第131条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を支給決定者に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を支給決定者に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</u> <u>(指定共同生活介護の取扱方針)</u></p> <p><u>第132条 指定共同生活介護事業者は、第141条において準用する第60条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(サービス管理責任者の責務)</u></p> <p><u>第133条 サービス管理責任者は、第141条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p><u>(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことがで</u></p>		

現 行	一部改正案	備 考
<p>きると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) <u>利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u> (介護及び家事等)</p> <p>第134条 <u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</u> (社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第135条 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</u> (運営規程)</p> <p>第136条 <u>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>入居定員</u></p> <p>(4) <u>指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>入居に当たっての留意事項</u></p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) <u>非常災害対策</u></p> <p>(8) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第137条 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>		

現 行	一部改正案	備 考
<p>4 <u>指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(支援体制の確保)</u></p> <p>第138条 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u></p> <p>第139条 <u>指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第140条 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> <u>(準用)</u></p> <p>第141条 <u>第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第141条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第141条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第141条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第141条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第141条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第142条から第194条まで 略)</p> <p>第13章 共同生活援助 第1節 基本方針</p> <p>第195条 <u>共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができる</u></p>	<p>(第124条から第177条まで 略)</p> <p>第12章 共同生活援助 第1節 基本方針</p> <p>第178条 <u>共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができる</u></p>	

現 行	一部改正案	備 考
<p>よう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談_____その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>10</u>で除した数以上 (追加)</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 利用者の数が30以下 1以上 イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (準用)</p> <p>第197条 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第198条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p>	<p>よう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第179条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>6</u>で除した数以上</p> <p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上 ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数 イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数 エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 利用者の数が30以下 1以上 イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (管理者)</p> <p>第180条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第181条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型</p>	<p>現行第125条第1項第1号の内容</p> <p>現行第125条第1項第2号の内容</p> <p>現行第126条の内容</p> <p>現行第127条第1項の内容</p>

現 行	一部改正案	備 考
<p>第4節 運営に関する基準 (新設)</p>	<p>住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「<u>本体住居</u>」という。)と密接な連携を確保しつつ、<u>本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)</u>を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。</p> <p>3 <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。</u></p> <p>5 <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。</u></p> <p>6 <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</u></p> <p>7 <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</u></p> <p>8 <u>ユニットには居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は次のとおりとする。</u> (1) <u>一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</u> (2) <u>一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>9 <u>サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。</u> (1) <u>入居定員を1人とする。</u> (2) <u>日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u> (3) <u>居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>第4節 運営に関する基準 (入退居)</p> <p>第182条 <u>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</u></p> <p>2 <u>指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(入退居の記録の記載等)</p> <p>第183条 <u>指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「<u>受給者証記載</u></u></p>	<p>現行第127条第3項の内容</p> <p>現行第127条第4項の内容</p> <p>現行第127条第5項の内容</p> <p>現行第127条第6項の内容</p> <p>現行第127条第7項の内容</p> <p>現行第128条の内容</p> <p>現行第129条の内容</p>

現 行	一部改正案	備 考
<p>(新設)</p>	<p>事項」という。)を利用者の受給者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく支給決定者に対し報告しなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第184条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>(1) 食材料費</p> <p>(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</p> <p>(3) 光熱水費</p> <p>(4) 日用品費</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p> <p>第185条 指定共同生活援助事業者は、第194条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨</p>	<p>現行第130条の内容</p> <p>現行第132条の内容</p>

現 行	一部改正案	備 考
<p>(新設)</p> <p>(家事等)</p> <p>(追加)</p> <p>第199条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による_____家事等を受けさせてはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第186条 サービス管理責任者は、第194条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>(介護及び家事等)</p> <p>第187条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と 従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第188条 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第189条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p>	<p>現行第133条の内容</p> <p>現行第135条の内容</p> <p>現行第136条の内容</p>

現 行	一部改正案	備 考
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第200条</u> 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しなければならない。</p> <hr/> <p>(追加)</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <hr/> <p>(準用)</p> <p><u>第201条</u> 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、<u>第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第201条において準用する第136条</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第130条第1項</u>」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第201条において準用する第130条第2項</u>」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「<u>第2</u></u></p>	<p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第190条</u> 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しなければならない。<u>ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</u></p> <p>5 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(支援体制の確保)</p> <p><u>第191条</u> 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p><u>第192条</u> 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p><u>第193条</u> 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第194条</u> 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び<u>第140条</u> _____の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第189条</u> _____」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第184条第1項</u> _____」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第184条第2項</u> _____」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「<u>共同生活援助計画</u>」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「<u>第1</u></p>	<p>現行第138条の内容</p> <p>現行第139条の内容</p> <p>現行第140条の内容</p>

現 行	一部改正案	備 考
<p>01条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「<u>第201条において準用する第55条第1項</u>」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第201条において準用する第90条</u>」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「<u>第201条において準用する第75条第2項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第201条</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関</u>」と、第130条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「<u>当該指定共同生活援助事業者</u>」と、第132条第1項及び第133条中「第141条」とあるのは「<u>第201条</u>」と、第133条第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「<u>指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>94条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「<u>第194条において準用する第55条第1項</u>」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第194条において準用する第90条</u>」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「<u>第194条において準用する第75条第2項</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第194条</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第193条第1項</u>」の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第195条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業員により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第205条において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第197条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第196条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p><u>(従業員の員数)</u></p> <p><u>第197条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業員及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の</u></p>	

現 行	一部改正案	備 考
	<p>数を6で除した数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第198条 第180条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p>第3款 設備に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第199条 第181条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第200条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第202条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p> <p>(受託居宅介護サービスの提供)</p> <p>第201条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第202条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活</p>	

現 行	一部改正案	備 考
	<p>援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>(6) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他運営に関する重要事項 (受託居宅介護サービス事業者への委託)</p> <p>第203条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。</p> <p>3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第204条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。</p> <p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	

現 行	一部改正案	備 考
<p>(第202条から第205条まで 略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成18年10月1日において現に入所施設又は病院の敷地内に存していた建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者_____は、第127条第1項(第198条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする<u>指定共同生活介護の事業等</u>_____を行うことができる。</p> <p>3 <u>指定共同生活援助事業者</u>は、平成18年10月1日において現に存していた指定共同生活援助事業所において、<u>指定共同生活介護の事業等</u>を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、<u>第127</u></p>	<p>(準用)</p> <p><u>第205条 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第37条から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第75条から第77条まで, 第90条, 第92条, 第94条, 第140条, 第182条から第188条まで及び第191条から第193条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第205条において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第205条において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第205条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第205条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第205条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第205条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第205条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第205条において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第187条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第206条・第207条 略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成18年10月1日において現に入所施設又は病院の敷地内に存していた建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)は、第181条第1項(第199条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする<u>指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業</u>(以下「<u>指定共同生活援助の事業等</u>」という。)を行うことができる。</p> <p>3 <u>指定共同生活援助事業者等</u>は、平成18年10月1日において現に存していた指定共同生活援助事業所において、<u>指定共同生活援助の事業等</u>を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、<u>第181</u></p>	

現 行	一部改正案	備 考
<p>条第6項及び第7項（第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>4 <u>第134条第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>5 <u>第134条第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件に該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定者が必要と認めること。</p> <p>6 前2項の場合において、<u>第125条第1項第2号イ</u>からエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p> <p>7 平成18年10月1日において現に存していた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通所療のうち旧知的障害者福祉法第15条の1第1項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる<u>指定共同生活介護の事業等</u>について、<u>第127条</u>（<u>第198条</u>において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、<u>第127条第6項</u>中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、<u>同条第7項第2号</u>の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>条第7項及び第8項（第199条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>4 <u>第187条第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>5 <u>第187条第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件に該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定者が必要と認めること。</p> <p>6 前2項の場合において、<u>第179条第1項第2号イ</u>からエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p> <p>7 平成18年10月1日において現に存していた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通所療のうち旧知的障害者福祉法第15条の1第1項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる<u>指定共同生活援助の事業等</u>について、<u>第181条</u>（<u>第199条</u>において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、<u>第181条第7項</u>中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、<u>同条第8項第2号</u>の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</p> <p>8 平成26年4月1日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成26年条例第 号。以下この項におい</p>	

現 行	一部改正案	備 考
	<p>て「整理条例」という。) 第1条の規定による改正前の宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。) 第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については, 整理条例第1条の規定による改正後の宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。) 第178条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。</p>	
(追加)	<p>9 平成26年4月1日において現に旧指定障害福祉サービス基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は, 新指定障害福祉サービス基準条例第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(第11項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。</p>	
(追加)	<p>10 平成26年4月1日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について, 新指定障害福祉サービス基準条例第197条の規定を適用する場合には, 当分の間, 同条第1項第1号中「6」とあるのは「10」とする。</p>	
(追加)	<p>11 第9項の規定により, 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて, 新指定障害福祉サービス基準条例第203条第4項の規定を適用する場合には, 平成26年4月1日以後最初の指定の更新までの間は, 同項中「事業の」とあるのは, 「受託居宅介護サービスの提供の」とする。</p>	